

処 分 基 準

基準の名称	社会福祉法人の業務停止命令等 処分基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
社会福祉法	第 5 6 条第 3 項	社会福祉法人の業務停止命令等
基 準 の 内 容		
1 社会福祉法第56条第 2 項に基づく措置の命令に従わない場合に、当該社会福祉法人に対して、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。 2 当該命令は、社会福祉法人の自主性を損なうことがないよう慎重に行う。		